

第28回人権教育・啓発施策推進懇話会

日時 平成26年11月21日（金）

午前9時15分

場所 京都平安ホテル「朱雀」

○座長

それでは、議題に入らせていただきます。

議 事

（1）新京都府人権教育・啓発推進計画の改定に向けた評価・検証について

○事務局

本日、議論いただきます現計画の検証・評価について説明します。A3版の資料の1ページをお願いします。この評価資料については、まず、上段の枠内に現計画の施策の方向を記載しており、その中でゴシックで強調しています箇所が、具体的に取り組んでいく施策の方向や内容です。そして、下段の枠ですが、1段目の枠内には、これまでの取組内容、2段目の枠内にはその評価や課題を記載し、それを踏まえた今後の展開を3段目の枠内に記載していますので、よろしくお願ひします。

それでは、第3章につきまして、人権課題ごとに、取組内容を中心に説明します。まず、同和問題につきましては、産業、就労、教育、福祉の残された人権課題の解決に向け、特別対策が終了して以降、一般対策の中で現行制度を的確に運用した取組の推進や、隣保館を福祉の向上や人権教育、啓発の住民交流の拠点として位置づけ、課題解決に向けた取組の推進や地域間での交流の促進、また、効果的な教育、啓発活動の積極的な推進を施策の方向としています。

同和問題に対する府民の意識につきましては、平成23年の府民調査結果などから、依然として忌避意識は存在しており、また、インターネット上での差別や戸籍謄本等の不正取得の事案も発生しており、引き続き、多様なメディアを活用し、複雑、多様化する事案に対応した啓発や研修を行うこととしています。隣保館の取組や交流の促進につきましても、府民生活部において、隣保館で実施する事業に対して支援に取り組んでいます。

健康福祉部では、福祉施策と連携した事業の展開や生活困窮世帯などに対して、生活福祉資金の貸し付けを行っており、今後は自立就労サポートセンターとの連携を強化し、生活困窮者の自立を支援することとしています。

商工労働観光部では、融資による資金支援や隣保館を活用した就職支援の取組を実施しており、引き続き取組を進めることとしています。

教育庁では、小・中学校段階における基礎学力の課題や高校の中途退学の課題を解決するため、京都式少人数教育の推進や振り返り集中学習などの実施、個別指導や面談の実施、スクールカウンセラーの配置や人権学習の充実などの取組を実施しており、子どもを取り巻く状況が厳しくなっている中、引き続き、教育活動を通じて取組を進めることとしています。なお、この資料の中の件数につきましては、いずれも現行制度を運用した取組であり、貸付実績や融資件数は全体の総件数です。

資料の2ページをお願いします。女性の人権問題につきましては、男女共同参画の推進に関する施策の実施、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の支援、セクシュアルハラスメン

トなどの人権侵害行為の防止と適切な支援、女性のチャレンジ支援策の推進や仕事と家庭生活の両立の支援などを施策の方向としています。

府民生活部では、「KYOのあけぼのプラン（第3次）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めますとともに、DV対策については、配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議を創設し、健康福祉部及び関係機関が一体となってDVの防止と被害者の保護・自立支援に取り組んでいます。DV被害やセクハラ相談件数も増加傾向にあり、依然として大きな問題ですので、引き続き、関係機関とも連携を強化して取り組んでいくこととしています。また、ワーク・ライフ・バランスの行動計画を策定し、就業と保育のワンストップ支援や、仕事と育児・介護が両立できる環境整備など、女性が男性とともに社会のさまざまな分野に参画し、一層活躍できるための支援に取り組むこととしています。

農林水産部では、農産加工等の企業活動の支援や女性組織の育成などの取組を進めており、引き続き、取組を推進することとしています。

資料の3ページをお願いします。子どもの人権問題につきましては、児童虐待の未然防止や迅速かつ適切な保護と支援、発達段階に応じて適切に対応できる家庭教育の充実、社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築などを施策の方向としています。

府民生活部では、非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、支援チームを設置し、個々にプログラムを作成して支援するほか、居場所づくりの取組を行っており、引き続き、地域と連携を図りながら、居場所づくりの取組を推進することとしています。

健康福祉部では、児童虐待の未然防止のため、関係機関、市町村、NPOと連携して、地域で子育て家庭を支援する取組を行うとともに、家庭支援総合センターにおきまして、保護者へのカウンセリングを通じて再発防止に取り組むほか、啓発を推進するため、オレンジリボンキャンペーンに取り組んでいます。児童虐待相談の受理件数も年々増加しておりまして、また、内容も複雑、多様化しているところですので、引き続き、取組を推進することとしています。また、子どもの貧困対策につきましては、国の大綱を踏まえ、年度内の推進計画の策定に向けて、外部有識者や当事者等による検討会において議論がされており、策定後は計画に基づき取組を進めることとしています。子育て支援につきましては、計画に基づき、府民や関係機関等と連携・協働して、社会全体で支援する仕組みの充実を図ってきたところですが、本年度、計画を改定いたしまして、総合的な少子化対策と子ども・子育て家庭を社会全体で支援していく仕組みをつくって施策を推進していくこととしています。

教育庁では、保護者の教育相談などに取り組むほか、いじめ防止基本方針を策定し、未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組を充実したところ。家庭の社会・経済的背景が厳しさを増す中、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、環境整備を進めていくこととしています。

4ページをお願いします。高齢者の人権問題につきましては、介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上、権利擁護と虐待防止の取組の推進、社会参加の促進や雇用・就業機会の確保などを施策の方向としています。

健康福祉部では、高齢者健康福祉計画に基づき高齢者の施設整備やサービスの質の向上に向けた取組を進めるほか、権利擁護支援センターを設置し、高齢者虐待防止の支援や成年後見制度の利用促進に努めています。引き続き、今年度に改定します第7次高齢者健康福祉計画に基づいて各施策に取り組んでいくこととしています。

5 ページをお願いします。障害のある人につきましては、生活環境の整備、就業機会の確保等の自立支援、障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発、障害のある人の権利擁護に向けた取組の推進を施策の方向としています。

健康福祉部では、障害者基本計画に基づき、障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している諸要因を除去し、能力を最大限発揮できるよう支援を行ってきており、また、本年3月には障害の有無にかかわらず共生社会の実現に向けて、府全体で取組を進めていくための条例を制定し、平成27年4月から全面的に施行するという事となっています。なお、障害者基本計画については、今年度に改定を行い、共生社会の実現に向けた理解と交流の促進や教育の推進、生活の支援や保健医療の充実、生活環境の整備や雇用・就労促進などについて、これまでの取組を継続、充実させるよう取り組むこととしています。今年度改定する計画の中間案の概要は、「京都府障害者基本計画の改定及び第4期京都府障害福祉計画の策定」という資料の2ページ以降に記載していますので、よろしくお願いします。

次に、6 ページをお願いします。外国人の人権問題につきましては、各種審議会への参加機会の拡大と意見の反映、行政、企業、大学、NPOとの連携・協働による共生社会の実現に向けた取組の推進、外国籍府民の人権について、効果的な啓発の取組を施策の方向としています。

知事直轄組織において、懇談会の設置や啓発資料の作成、配付、イベントや広報媒体を活用した啓発に取り組んでいますが、インターネット上の誹謗中傷や特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされる現状を踏まえ、今後もさまざまな機会を通じて啓発に取り組んでいくこととしています。

資料の7 ページをお願いします。エイズ、ハンセン病患者等の人権問題につきましては、学校教育において正しい知識の普及、啓発活動の推進を施策の方向としています。

健康福祉部では、エイズにつきましては予防教育や普及・啓発活動の実施、医療機関や団体と連携した総合的な取組の実施、ハンセン病につきましては、療養所入所者の里帰り事業や相談窓口の設置、啓発リーフレットの配布などを行っており、引き続き、普及・啓発の取組を進めることとしています。

また、教育庁では、生徒に対して正しい知識の普及や啓発を行いますとともに、ハンセン病療養所入所者との交流や体験学習を実施しており、引き続き取り組んでいくこととしています。

次に、資料の8 ページをお願いします。犯罪被害者等の人権問題につきましては、被害者に対する各種施策の推進、給付金支給裁定事務の適正かつ効果的な運用、犯罪被害者支援センターとの連携を強化し、効果的な支援活動の推進を施策の方向としています。

府民生活部では、犯罪被害者サポートチームを設置し、相談窓口の設置や支援コーディネーターを配置し、ネットワークを構築して総合的な支援を行っています。府内全市町村では、見舞金と経済的支援を明記した条例が制定され、被害者に対して見舞金等が支給されています。今後も引き続き、取組を進めますとともに、犯罪被害者支援センターの北部拠点を平成28年4月に設置する予定としています。

健康福祉部では、性被害者の状況に合わせ、医療や法的対応、心のケアの寄り添い支援ができますよう、性被害者ワンストップ相談支援センターの平成27年の設置に向けまして、検討会で検討を重ねるほか、このセンターの相談体制を支える人材の育成を行うなどの準備を行っています。警察本部では、適正な給付金支給裁定事務を行いますほか、被害者支援総合プランを策定し、講演会や教室の開催などの広報啓発活動の展開や被害者支援センターと連携し、早期に効果的な

支援を行っています。今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら取組を進めていくこととしています。

次に、9ページをお願いします。ホームレスの人権問題につきましては、自立支援計画の策定と自立支援等に関する施策の総合的な推進を施策の方向としており、健康福祉部において計画を策定し、関係市町村とともに相談や継続的な支援に取り組んでいます。なお、平成27年度以降は生活困窮者自立支援法に基づき、包括的、継続的な支援を府及び各市において取り組むこととしています。

10ページをお願いします。インターネットによる人権侵害につきましては、啓発を通じて侵害状況の排除に努め、プロバイダー等に対して削除を申し入れるなどの自主規制を促すこと、また、個人のプライバシー保護の重要性や収集・発信における責任やモラルについて正しい理解と認識を広げるための教育や啓発の推進を施策の方向としています。

府民生活部では、府と市町村とで研究会を設置して現状の把握と対策を検討し、その結果を踏まえ、府立大学の協力を得ながら、モニタリングや、府民講座の開催、啓発パンフレットの配布を行っており、引き続き、モニタリングの実施や講演会の開催などに取り組むこととしています。また、小中高生に対する説明会や講座の開催、保護者や学校関係者等を対象としたシンポジウムを関係行政機関と共同で開催するほか、関係者が参加していますプラットフォームの議論を踏まえ、今後、具体的な取組を推進することとしています。

教育庁では、情報モラルを学校教育全体で指導するほか、ネットいじめ通報サイトの開設や学校ネットパトロールを実施しており、引き続き、取り組んでいくこととしています。

警察本部では、サイバー犯罪の未然防止と被害拡大防止の取組として、各種講演会等を通じた広報啓発活動や相談等の対応や、関係各部と連携した施策の展開を行っており、サイバー犯罪の相談件数が増加している状況を踏まえ、今後も産学官が連携して取り組んでいくこととしています。

11ページをお願いします。個人情報保護及び性同一性障害の問題につきましては、それぞれ啓発の取組を行っているほか、住民票の写し等の不正取得の防止については、市町村とともに検討を行い、本人通知制度が府内全市町村で導入されています。引き続き、啓発の取組を推進することとしています。

以上、簡単ですが第3章の取組概要です。

本日は関係各課も出席していますので、不明な点につきましては補足説明します。よろしくお願いいたします。

○座長

どうもありがとうございます。カバーする分野が非常に広いので、委員の皆さんもどこから何をというまどいもあるかと思いますが、どういう点からでも遠慮なく質問あるいはコメントをお願いします。

○委員

DVや子どもの虐待に関わる質問ですが、家庭支援総合センターを中心に取組がなされている一方で、相談件数や事案が増えているという状況がありました。これから強化されていくということで、それを担保する人員の拡充が必要だと思うんですが、具体的に、ケースワーカーやソー

シャルワーカーの人たちはかなり多忙で人手が足りないと聞いていますが、その辺りの拡充は今どうなっていて、これからどうしようとされているか、お聞きしたいと思います。

○座長

ありがとうございます。具体的な質問ですので、よろしくお願いします。

○事務局

家庭支援課です。現在、京都府には家庭支援総合センターと、北部の家庭支援総合センター機能を担います福知山児童相談所があり、南部のセンターとして宇治児童相談所があります。また、平成 25 年度に宇治児童相談所に京田辺支所を開設して体制を強化しているところです。今言われました児童福祉士なり心理判定員という専門職、それから協力員等の人員の体制で臨んでおり、具体的な体制の強化を毎年お願いしており、現場の厳しさもお伝えしながら拡充するように努力していきたいと考えています。

○委員

組織強化をされているということはわかりました。それに伴う人員の強化、つまり、配置替えでなく人を増やしているのかどうかをお聞きしたいんですが。

○事務局

申しわけありません。人員のほうは手元にデータがありませんので、この後の後半の部で答えさせていただくということで、少しお時間をいただいてよろしいでしょうか。

○委員

結構です。人数はわからなくても、増やしているんですか、増やしていないんですか。

○事務局

増やしています。

○委員

全体としてですか。部署を替えたりとかでなく、現場の人数を増やしているということでしょうか。

○事務局

はい、そうです。

○座長

ありがとうございます。ほかの方も意見をどうぞ。

○委員

DVの関連ですが、被害者保護を最優先でされているのはよくわかりまして、緊急避難の場所の確保等、努力されているということはわかるんですが、暴力がないのに暴力があるとして駆け

込んで、要するに公的資金を使っているというような事案もあるようです。そういった悪用事例が増えると、本当に保護が必要な方が受けにくくなるということもあります。そのあたりのところはカウンセリング等をきっちりやっければ見抜けるのかなと思いますので、そのあたりをどうされているのかという問題と、もう一つ、加害者側に対する教育の問題についてですが、完全に隔離されてしまうので加害者側としては全く連絡もとれないということになって、またフラストレーションが溜まっていくというのがあるんですが、加害者側に対してどう対応するかということは検討されているのか、お聞きしたいと思います。

○座長

ありがとうございます。制度の乱用防止と加害者に対する教育、よろしくお願いします。

○事務局

家庭支援課です。DVの相談の中で、悪用事例というお話しですが、私のほうで具体的な事例というのは把握していません。ただ、当然、相談の件数は家庭支援総合センターで申し上げました中にDVの相談もありまして、配偶者の暴力相談支援センター、北部のほうは福知山児童相談所の中に北部家庭相談センター、南部も、宇治児童相談所の中に南部の家庭相談センターというふうに設置をしております、個々の相談に相談員がきめ細かに対応をするようにしています。

加害者への教育というお話については、母子なりを保護するための機能は家庭支援相談センター等に持っていますが、例えば加害者に対して一定の措置が必要な場合は警察等との連携の中で対応していくことになっていくものと考えています。

○座長

警察というよりも、説得というか、恐らく質問の趣旨は力で抑え込むことではなく、やっている本人自身がそれを自覚して、将来へ向けて是正していくようにということだと思うんですが、そういう観点はどうなっていますか。

○事務局

被害に遭われた方について、一時的に家庭支援総合センターに母子で避難された方につきましては、例えば、その方がどこに避難されているかということも含めて、被害者の方を保護する立場でもありますので、話し合い等していただくことは当然ですが、加害者との話し合いの中で理解が得られなかったら、関係機関との連携の中で対応していくと。説得といいますか、窓口で連絡があった場合はそういうお話はさせていただいていると思うんですが、どこ行ったというようなことを含めて、加害者の側は感情的になっておられる場合もありますので、話し合いをする中で機会が得られるように努力はしています。

○座長

補足説明をどうぞ。もう少し詳しくお願いします。

○委員

難しい問題だと思いますので、今後また検討していただけるかと思っています。ただ、例えばストーカーだとかいうことを警察に陳述して父親から子どもを引き離すような事案もあり、乱用

されると子どもの問題にも絡んでくるということがあります。それから、隔離は非常に大事だし、どこにいるかとか、そんなことにばかり興味が加害者はいきますので、直接、施設から連絡するわけにはいかないというのもよくわかるんですが、結局、それでいろいろ探し回っていろんな犯罪的な行為につながるようなこともありますので、何か間接的な指導とかができるようになると、またいろいろと変わってくるのではないかなと思いますので、長期的な課題として検討をいただければと思っています。よろしくお願いします。

○座長

総合的に取り組む体制というか、方向をはっきり確認してほしいという要望だと思います。どうぞ。

○委員

力で抑えるのではなくて、なぜ加害者になるのかというところがすごく重要なので、専門的な、カウンセリング的な要素もかなり要るのではないかと私は思うので、そういう専門家を採用することと、それから、NPOもDVの活動もしていますが、個々の団体でやるのには限界を感じていたりするので、そういった活動との連携ももうちょっと強化していただければどうかと。

それから、そういう人員の増員に、京都府の職員だけでなく、養成機関とか、人を養成して増やすということもしていかないと、今の児童虐待の数には対応し切れないのではないかと考えています。

○座長

ありがとうございます。関連質問で、要はなぜそういう加害行為に及ぶのかという点をはっきりさせないと、将来に向けてなくならないというか、より悪くなる可能性もあるから、そういう意味で専門家が関わるように、担当課としても留意していただきたいと。

それと、これは日本の行政全般に言えることですが、関係するNPO、NGOの使い方が下手というか、昨今の報道でもわかるように問題の根は非常に深いし、広がる可能性があるとなると、行政で全部カバーするのは難しいので、関連するNGOやNPOをどうやってうまく育て支援していくかという点も必要だろうという指摘だと思います。そういう点で何かありましたらどうぞ。ありのまま答えていただいても結構です。

○事務局

男女共同参画課です。DVに関しましては、DVの関係機関が連携して「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」をつくっています。その中には地方法務局や京都弁護士会をはじめ、被害者支援に当たっておられるNPOや相談機関などいろいろな団体が入っています。この11月14日にも京都タワーを紫色にライトアップする「パープルリボンキャンペーン2014」を実施したり、シンポジウムを開催するなど、相互に連携、情報共有しながら、啓発から、保護・自立支援に至るまで取り組んでいます。

○座長

ありがとうございます。ほかの委員もどうぞ遠慮なく。

○委員

今のお話と関連しているかもしれないですが、先ほどのDV問題の現状等についての説明をお聞きしながら思ったことですが、同和問題、女性問題、子どもの問題というふうにセクションといますか、ジャンルに分けてあるんですが、重なっているところもとても多いわけですね。女性のことで言いましたら、農村部の女性の地位向上についても課題に上がっているんですが、外国人の女性も多い現状があると思います。そういうふうに女性問題と外国人問題がつながっていたり、また、高齢者問題も外国人問題とつながっていたり、また、高齢者問題とつながっている外国人問題は主として在日韓国・朝鮮人だと思うんです。府の農村部の女性ということになりましたら、比較的最近日本にいられた外国人の方々というようなことで、例えばDV被害に遭われている女性の問題は、そのまま子どもさんの人権はどうなっているのかと。虐待の問題とDV、ストーカーの問題とか、そういうものにつながっていたり、虐待の加害者だけども、実はDVの被害者でもあるとか、そういうことはとても多いと思いますので、そういう連携と言いますか、今、各部局においでいただいているんですが、全体でそういう情報を交換するような場はお持ちなんですか。

○座長

ありがとうございます。先ほど、ネットワークの話がありましたが、多くの場合、差別にしてもダブル、例えば女性であるということと農村に住んでいる、あるいは住民の数が非常に少ない地域とか、1つの事態を総合的に捉える必要があると。その点について、府としてはどういう配慮をなさっているかという質問だと思うんです。どうぞどの課からでも。

○事務局

これまでからそれぞれ個別の対応と併せて、その関係部局に対しても、例えば先ほど女性問題がありましたが、健康福祉部との連携や関係機関との連携といった形で取組が進められています。

ただ、今、指摘されたように、例えば外国人の問題でしたら、高齢者、障害者、女性、子ども、さまざまな部分で関係してきますので、例えば外国人の視点でどうかとか、それぞれの分野でどのようになっているかというあたりを確認していくというような作業は、今のところあまりできていないと思います。ただ、横断的にそういった連携をとっていく、また、そういう視点が必要だということは、今後さらに必要になってくるかと思っていますので、今の指摘については、これからの新しい計画をつくっていく中でも重要な視点になっていくのではないかと考えています。

○座長

ありがとうございます。どうぞ。

○委員

印象としては、こういう個別課題に対していろいろなところがさまざまなアプローチをしているんだなという紹介での第3章だと思っていますので、それに関連して2つほど質問をしたいと思います。

1つ目は、今、テーマ横断的にどうかという質問がありましたので、その関係ですが、私のほうは、逆に組織横断的にどういうふうに行っているかということで、府の中のこういう組織がい

ろいろやっていますよということは一覧表ができているかと思うんですが、私の目から見ると、京都市とかなり重複しているというか、無駄なことも多いし、連携も不足しているかなというところもいろんな面で実感しているところです。今日は京都府の会議ですので、市町村との連携がどうなっているかということと、もし不足だったらこれからそれを強化していただきたいという点が1点。

2点目は、幅広くいろいろな人権問題を取り扱っていただいているんですが、学校におけるいじめ問題についてはここで取り扱っているのかどうか。どこでどういうふうになっているのか私はよくわかりませんが、人権問題じゃないのかと言われると、私は人権の問題かなと思うんですが、そこをあまり表現がされていけませんので、それはどういうふうに取り扱われているのかという、この2点をお伺いしたいと思います。

○座長

ありがとうございます。非常に具体的な質問ですので。

○事務局

基本的には府と京都市それぞれの権限とか所管のエリアがありますが、それぞれの部局で京都市との連携というのは常に念頭に置きながらやっているところです。議会等でも、二重行政をなくすということが指摘されていますので、そういう視点はしっかりと持ちながら、各部局で取り組んでいるところです。

いじめ問題につきましては、教育委員会から回答します。

○事務局

教育委員会です。いじめは子どもの人権に関わる大きな問題ですので、子どものところに少し触れています。京都府でいじめ防止基本方針をつくって、学校においても同様に基本方針をつくりながら、いじめの早期発見、早期対応に努めています。皆様方に心配をおかけしたかもしれませんが、平成25年度の問題行動調査におけるいじめの件数で京都府は全国1位、約2万8,000件という形で報道されました。これは、京都市とそれ以外と合わせての数字です。ほとんどが京都市以外の数だと思いますが、それは調査の仕方を変え、きめ細かくしているためであって、大きな重大事案が生じたというわけではありませんので、そのあたりは心配いただかなくてもいいと思っています。

あと、第4章の学校というところで、学校でのいじめの対応について、また後ほど説明しますが、いじめとか体罰というものは子どもの人権にかかわる問題ですので、そのあたりをしっかりと捉えて対応したいと思っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。ほかにどうぞ。

○委員

女性の問題とか子どもの問題のところ、今、子どもが生まれた後の子育ての支援に対してはいろいろと切れ目ない支援ということで取り組まれているということで明記があったんですが、

今、世の中の流れとして初婚年齢が上がってきたりですとか、あとは女性の年齢が上がっての結婚になると会社での立場があったりですとか仕事が多い中で、家庭を持ちたいという女性に対しての何か、例えばワーク・ライフ・バランスとかの新しい提案であったりとか、少子化に対して、生まれてからではなくて生まれるまでの新しい提案みたいなものですか、そういった施策をされているか、お聞きしたいです。

○座長

ありがとうございます。具体的な問題です。

○事務局

少子化対策課です。実は少子化問題は非常に重要な問題ということで捉えており、今まで京都府では子育て支援に力点を置いて施策を進めてきましたが、京都府の合計特殊出生率が実は全国ワースト2位という状況もありまして、これからは結婚から妊娠、子育てに至るまで、一連の取組を進めていきたいというふうに考えています。

今現在、京都府の子育て支援計画をつくっていますが、来年度から改定しまして、そこには新たに出会いから結婚までの土台づくりということで、出会い、結婚という視点も新たに盛り込み、例えば結婚しやすい環境づくりとか、そういう施策も打っていきたいと思っています。

以上です。

○事務局

男女共同参画課です。ワーク・ライフ・バランスについてお答えします。男女が共に家事、育児などに取り組むのが理想ですが、現実的には女性が家事・育児をかなり担っています。ワーク・ライフ・バランスの推進施策の中では男性の育児参画も推進していますが、特に女性については、学生時代からライフプランをテーマにセミナーなども繰り返し行っているところです。

それから、就職後につきましては、企業で働いている女性の方々のネットワーク組織をつくりまして、その中でキャリア形成や子育てとの両立について、先輩の女性の方々と意見交換してもらいような場をつくったり、企業の経営者や人事部門の方々向けの研修などを行っています。

相談等につきましては、京都府男女共同参画センターやマザーズジョブカフェで受けており、就業継続や育児と両立しながら働けるように支援していくとともに、一旦離職された方の再就職支援についても力を入れています。

○座長

ありがとうございます。どうぞ。

○委員

どういうふうに言ったらいいのか悩んでいたのですが、第3章全体のマイノリティーの問題を俯瞰する大きな話をしたいのですが、今回、次の改定に向けての計画をつくる際にそれぞれどういうふうにやってきたかということの評価して検証して、今後を展望するということになる、こういう形になると思うんですね。つまり、枠組み自体が問えないという形になるんです。枠組み自体を問うということは何を言っているかということ、1つは、これを見させてもらうと、人権教育という考え方自体が、理解してあげるといって、マイノリティーの人はかわいそうな人だから

いかに理解してあげるかという発想になりがちになってしまっているんですね。それが1点と、もう一つは、自立支援という表現を使っているんですが、弱者であるので、どういうふうに福祉手当をして社会的に自立できるかというような、そういうニュアンスにどうしてもなっているように思います。

国際基準の人権教育の発想というのは、もともと弱者の人にも力があるはずだと。エンパワーという表現をするんですが、潜在的な力があって、さまざまな条件の中でそういうことができているだけなので、条件さえ整えてくれれば主体的にみずからの状況を切り開けるはずだというようなニュアンスがあります。しんどい人たちを理解してあげて助けてあげましょうという思いやりの発想ではなくて、その人たちの状況がよくなるということはみんなにとっていい社会になるはずだと。共生社会という言葉が今盛んに使われていますが、1970年代には「ともに生きる」という表現を使っていたんですが、ともに手を携えてこの世の中をよりよくしていきましょうという発想です。

もともとの人権教育の概念自体が非常に日本的になってしまっていて、枠組み自体がそこから脱していないという問題があると思うんです。1990年代ぐらいからそういう形でやってきたんだけど、2014年の今の日本社会では、今言ったような国際水準での人権教育というのを受け入れてもらえるような下地が、割ともうできていると思うんですね。そのすごく大きな概念的な部分をどこでどう議論したらいいのかということ、あるいはそれぞれの、男女の問題にしても子どもの問題にしても、どういうふうに入れていったらいいのかということ、各部局の中でも再度、自由権規約とは果たして何ぞやみたいな形で問うていただくことが必要かなというふうに思っている、大きな話として1つあります。

それは先ほどの議論としてNPOの話があんまり出ていないじゃないかということとも関連していて、NPOとどういうふうにするかということに関しては、結構NPOにお任せせざるを得ない部分もあると思うので、予算の枠組みを、直轄でやる事業と補助金を出してNPOと連携していく事業をどうすみ分けをするかということも、今後1年かけて考えなきゃいけない話だと思っていますし、先ほど出されたようにDVの被害者の教育についても、児童虐待をやっている人たちという私人間、私と私との人間関係の中での被害・加害関係という問題については、結局は元のさやに戻ってもらうというのが一番幸せな解決方法になるわけです。そうすると、例えばDVをしている男性に対して、どういうふうに気づきをしてもらって自己改革をしてもらうかということは、アメリカなんかでは加害者教育として開発しているわけです。でも、それをやる部署が日本にはないと思っていますので、いきなり全部、アメリカ型にするのは難しいと思うんですが、10年ごとに人権教育・啓発計画を改定するという非常に大きな節目なので、そもそも人権教育の啓発、人権救済の手法の大もとの概念を、それぞれの部署でどこまで改革できるかみたいな形で考えてもらえたらと思っているのが大きな話です。

読ませてもらったら、やっぱり弱者救済みたいな、福祉の方が書いておられるので、当然そういう発想でやっておられて、もちろんそれは必要なんですが、救済する対象ではなくて、人権の視点というのは立ち上がってもらう対象だと思うんです。そういうことがちょっと出ないなと思ったのが1点です。

もう一つ、個別の話で言わせてもらおうと、5ページの障害者問題のところとその次の6ページの外国人問題のところについては、ちょっと他のところのニュアンスとトーンが違うなというふうに思いました。簡単に言いますと、5ページの障害のある人のあるところの問題は、事務局が書くのが間に合わなかったのかなと思ってしまったんですが、例えば評価・課題のところでは、障害

のある人の社会参画は大きく進んできたと書いてあって、一方で障害のある人の課題のほうでは、社会活動に参加することが十分にできていない状況であると、これは読ませてもらうと、「どっち」って思うんですね。申しわけないですが、こんなにさっぱりした話なのかと思ったのが1点で、同じことで、外国人問題に関しても、具体的な外国人問題についてこういうことをやったと書いてありますが、人権のパネル展示、パンフ配付って、これはどういう関係があるのかと思って読ませてもらいました。その前の段階ではかなり実態に基づいた叙述が続いているのに、たまたま障害のある人に関しては、恐らく実態をつかんでおられるのに書いておられないと理解したんです。

何が言いたいかという、外国人の懇話政策でもかなり言われていると聞いているんですが、外国人政策について、この数年取り組んでおられることは理解しているんですが、実際、外国人はどのようなニーズがあるかということについてのいわゆる実態調査を、これを機会にぜひやっていただきたいと私は思っています。非常にお金のかかる話だと理解しますけれども、抽出調査でやるか、懇話会を設けているからそこで聞けばいいやという話ではなく、やっぱり懇話会に参加している外国人の方は、申しわけないですが、発言ができる方たちですね。発言ができないような外国人の問題をどういうふうに拾うかということは難しいと思いますが、大阪でも京都でも、豊中という小さなところでも、結構、外国人に対するアンケート調査をしたり実態調査をするということを先進的な地域はやっていますので、ぜひこの機会に考えていただけたらと思います。

この会議では意識調査という形で実態をつかんでおられますが、人権教育の政策というのは、それぞれのマイノリティーの人たちが一体今どういう状況に置かれているかということの実態を踏まえた上で、当然、考えていくべきことだと思いますので、気になりました。

○座長

ありがとうございます。これは政策変更というか、再検討の時期だから特にこうした指摘は大事だと思いますが、人権全般について、差別されている不利な立場にある人に何かほかの者がしてあげるといふ視点はもちろん大事ですが、むしろどんな人でも持っているいろんな可能性をより伸ばすといふか引き出すという視点も要るんじゃないかと。最初の指摘はそういうことだと思います。

それと、外国人といってもいろいろおられるので、それぞれの実態に即した対応を考えないといけない。その意味で、実態を調べるということにも時間とお金を行政のほうでも割いていただきたいという2点の指摘だと思います。これはどの部署でもいいので、ちゃんとこういうふうにやっています、やれていませんという情報があればお願いします。

○事務局

まず、全般的なエンパワーメントの考え方についてですが、基本的にこの計画をつくったときからそうした考え方を踏まえて策定されたと理解しています。ただ、各部局の施策の中で、そういった点をしっかりと基本に据えてどう取り組んでいくのかというのは、今後の検討課題だと思いますので、そういった視点も十分議論していく必要があると考えています。指摘されましたとおり、これからの人権政策を考えていく上で非常に重要な点かと考えています。

従いまして、そういった点についても今後意見をいただきながら、どのように形をつくっていくのかということについて考えていきたいと思っております。

障害者の問題については、外国人のものも含めて、少し補足したいと思いますので、よろしいですか。それでは、外国人のほうから説明します。

○事務局

知事直轄組織です。外国人の方のニーズをどういうふうに把握しているのかというお話でした。おっしゃるように、全般的なものというのは今のところないというのが現状ですが、分野、分野で行っているものはあります。

具体的には、資料でもお配りしています取組・実施状況の1つ目の中に、外国人のための災害ガイドブックというものを作成しているという記載がありますが、こういったものに向けて、すぐ下にありますように、外国人住民に向けた防災についてのアンケート調査というようなものを行っているものがあります。ただ、委員が言われたように、部分、部分のものになっていますので、全体的にどういうふうなニーズをお持ちなのかは把握できていないのが現状ですので、機会を見つけまして、そういったものを検討していきたいと考えています。

そのほか、アンケートとは違いますが、外国籍府民共生施策懇談会におきまして、会議形式だけでなく、北部ですとか現地を見ていただいて、その中でお話しいただくというようなことも考えて実際に実施しています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

障害者支援課です。障害のある人の部分で、ちょっと補足ですけれども、指摘をいただきました5ページの評価・課題のところ、障害のある人の社会参加が大きく進んできた。でも、まだまだ十分じゃないということが書かれている。どっちなんだというお話もありましたが、これまでの取組を通じまして、かつてに比べると、障害のある人の社会参加というのはかなり大きく進んできているところでして、例えば本日の資料でいいますと、障害者基本計画と障害福祉計画というものを今年度つくっています、その中間的な概要資料をお手元にお届けしていますが、その概要資料の一番最後のページの8ページに、これまでの実績を載せておりまして、例えばその中で一番下のほう、2番の数値目標の達成状況のところの上から2つ目、「福祉施設から一般就労への移行」というものがあります。この資料では、計画策定時、現在の計画をつくった平成23年当時、1年間で福祉的な就労をされていた方が一般企業への就労を118人されました。それが平成25年度、昨年度の状況でいいますと、181名ということで、63名が1年間で一般企業へ就労する数が増えている。これは遡りますと、平成17年当時は1年間に25人が就労に行っていたということで、この間、いろいろな取組をすることによって、かなり社会に参加される障害のある方が増えてきたというふうに私どもも思っていますが、まだまだ十分ではないという意味で書いていまして、現在つくっている障害者基本計画の中では、中間的な案ではありますが、平成25年度に181名が一般企業に就労された。これを平成30年度には350名、約倍増のところまで伸ばしていきたいという目標を掲げたいと思っています。この部分、やはりまだまだ十分ではなくて、今後もさらに社会参加を進めるための取組をしていきたいということですので、どうぞよろしくお願いします。

○座長

ありがとうございます。特に委員のほうから質問、コメント等ありませんか。

○委員

障害のある人に関しては、このような資料が出ていて、ああ、なるほどと思いました。要するに、こういうことが知りたかったので教えていただいてよかったですと思います。外国人に関しても、これほどの把握ということはできないと思いますが、例えばフィリピン国籍の方が京都府ではすごく増えています。いろんな事情があって、やっぱり母子家庭の方が多いと聞いているんですが、例えばフィリピンの人たちの女性が一人で暮らしていてどうなっているのかというような話が、わからないというのか、つかんでおられないというのが残念なんです。すごく難しいことだということとは十分わかっているんですが、何か統計なりの数値なりの全体像というのをどこかでつかむ努力をしていただけたらなと思います。例えば障害のある人について出していただいようなこういう目に見える形での実態を教えていただいて、やっぱりここに問題があるからこういうことが必要なんだというふうに言ってくださると、府民も納得しやすいというふうに私は思います。以上です。

○委員

フィリピンの話もそうなんですが、こういう報告、今話を聞いても現場がよく見えないんです。現場が見えない、人がどう動いているのかよくわからない。それは書き込めないからそうなのか、本当に現場を把握されているのかどうかもわからない。例えばフィリピンの話がわからないとおっしゃったけれども、現場の職員の方だったら知っているんじゃないかなということも感じるんです。皆さんが御存じないのかなと。APT（アパート）というYWCAの関係している団体があって、フィリピンの方々との関わりをずっと持っておられて、私はその話を聞いているんですが、皆さんのお話とものすごく差があるんです。そんなことも知らないのという感じがしてしまいます。だから、現場と人がどう動いているのかを皆さん御存じですよということ1つ。

何か政策を立案してもそこで終わり、わかりやすいイベントをやってそこで終わりじゃ困るということで、本当は皆さんの部署の若い人たち、現場で動いている人たちは知っているんじゃないかなと。それと政策が結びついているのか、つながっているのかいないのか、そこら辺をちょっと心配します。

だから、そういう現場があるんだったら、こういったところに反映するような報告をしてほしいなと私は思いました。

○座長

ありがとうございます。先ほど来、実態をしっかりと把握するよという意見が出ていますが、今の両方とも特殊な問題ですけれども、現場でしっかりとつかんでいる、それが政策に生きるような方向を出していただきたいと。政策はペーパーできれいに書いて、実態と離れているのでは何もならない。特に人権の場合は、生身の生きているそれぞれの人にかかわる問題ですので、もしそういう点で何か言っておきたいということがあれば事務局からお願いします。

○事務局

知事直轄組織です。先ほど、委員からお話がありました現場との乖離があるのではないかというお話についてです。外国人の対応につきましては、本庁でやってはいますが、市町村ですとか、市町村単位に国際化協会という組織がありまして、そういったところと連携を図りながら施策を進めているところです。市町村の国際化協会は市町村ごとにあるんですが、やはり活動にもばらつきがあるというのが現状です。そういった中で、こちらでも非常にお世話になって協力いただいているのが、先ほどありましたNPOの団体の方であったりボランティアの方に頼っている側面があるというのが実態であると思っていますので、私どもとしましても、そういった方々により協力いただけるような取組を今後も進めていきたいと思っています。

あと、現場についてですが、先ほど少しお話ししましたが、外国籍府民共生施策懇談会でも、こういう会議形式ではなくて、北部ですとかそういったところに出まして、できるだけ現場に近いところでお話ができるようにと考えています。

あと、フィリピン関係ではないですが、ムスリム協会等にはヒアリングをしながら、よく地元の方、外国人の方に近い協会組織の方にもヒアリングをさせていただいて施策に反映をしているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

この様式では、実態がなかなか反映できていないという指摘はそのとおりだと思います。

ただ、例えば先ほどの障害のある方の人権の問題が出ましたが、御存知のとおり、「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」をつくりまして、4月から全面施行ということになっているんですが、そのプロセスでもかなり現場の方々、障害者の方々や団体の方々からの意見を施策に反映しています。今、各部局で取り組まれている施策については、それぞれ現状把握をすることを大前提にしていまして、それぞれ施策を組み立てているところですので、そういったあたりは、今回の資料ではなかなか出せなかったのかなと思いますので、今後、御指摘の点についても留意しながら資料づくりをさせていただきたい。現場の状況というのは常に各部局でしっかりと把握しながら施策をつくっているところだということは大前提として申し上げておきたいと思います。よろしくお願いします。

○座長

ありがとうございます。これだけは言うておきたいという、もし委員のほうから強い希望があれば、もう一人ぐらいはお受けできます。あと、第4章について、同じような検討がありますので、もしなければここで一旦休憩にしたいと思います。

それでは、10分ほど休憩します。

(休憩)

○座長

それでは、後半を開始したいと思います。前半はお配りいただいた資料の第3章を中心に展開しましたが、第4章が残っていますので、後半も1時間ほどかけて検討いただきたいと思います。それでは、まず説明をお願いします。

○事務局

先ほど、前半で宿題をいただきました件について確認できましたので、冒頭に回答したいと思います。よろしくお願いします。

○事務局

家庭支援課です。京都府の児童相談所の人員体制ですが、平成21年に比べまして26年度ですが、児童相談業務の担当職員数は3児相トータルで59名から26年度は66名に増員されています。このうち児童福祉士については保健所に専任職員も置いておりまして、それも合わせますと、35人から38人に増員しています。

それから、DVに関する加害者への教育についてですが、府民生活部と共管していますDVの第3次計画の中に今後の取組として、加害者への対応ということで、加害者に気づき、変化を与える手法の検討と、加害者に気づきを促すための情報提供について、計画に盛り込んでいますので検討を進めていきます。

以上です。

○座長

ありがとうございます。それでは、第4章をお願いします。

○事務局

それでは、第4章につきまして説明します。

第4章につきましては、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進ということで、これにつきましては毎年度の懇話会におきまして、各部局から計画と実績について説明し、委員の皆様へ評価していただいていますので、簡潔に概要を説明します。

それでは、資料の12ページをお願いします。まず、保育所・幼稚園におきましては、保育活動の推進と関係職員に対する研修の充実を施策の方向として、関係各所で、職員研修、講座を実施しています。子どもをめぐる環境が大きく変化している状況を踏まえまして、今後も取組を充実しながら進めていくこととしています。

次に、資料の13ページをお願いします。学校におきましては、人権教育の推進とその成果の波及、多様な体験活動の機会や教職員研修の充実を施策の方向として、文化環境部及び教育庁におきまして、人権教育やいじめ防止の取組、教職員研修や体験学習を実施して、これにつきましても引き続き取り組んでいくこととしています。

次に、14ページをお願いします。地域社会におきましては、人権学習の一層の充実や人権に関する多様な学習機会の提供の支援、専門性を備えた指導者の養成や体験活動の機会の充実を施策の方向とし、関係各所で講演会の開催や教材の貸し出し、指導者の養成研修や体験活動を実施して、これにつきましても今後も取り組んでいくこととしています。

次に、資料の 15 ページをお願いします。家庭におきましては、学習機会の充実や情報の提供、保護者等への相談事業や相談体制の充実、関係職員の資質向上を施策の方向として、健康福祉部及び教育庁において相談体制の整備や強化、関係職員の研修を実施していき、引き続き、取り組んでいくこととしています。

次に、16 ページをお願いします。企業・職場におきましては、企業等を対象にした研修の実施や企業・職場の人権意識の高揚に向けた取組の支援などを施策の方向とし、関係各部署で、啓発、人権研修の実施、啓発資料の提供や配付を行っていき、今後も引き続き取り組んでいくこととしています。

次に、資料の 17 ページをお願いします。教職員・社会教育関係職員につきましては、実践的な指導力や専門性を備えた人材を養成するため、各研修内容の充実などを施策の方向として、文化環境部及び教育庁で各種の研修を実施し、今後も子どもをめぐる環境は大きく変化している状況を踏まえながら、充実して取り組んでいくこととしています。

次に、18 ページをお願いします。医療、保健福祉、消防関係者につきましては、これも人権研修の充実や実施を施策の方向とし、関係各部署で研修の実施や関係団体への支援などを行っていき、今後も取り組んでいくこととしています。

次に、最後 19 ページをお願いします。警察職員、そして公務員につきましては、人権教育や研修の内容の充実や工夫、研修資料の整備や情報提供などを施策の方向として、関係各部署で、人権研修や研修資料の整備等を行っており、引き続き、取り組んでいくこととしています。また、マスメディア関係者については、府民への人権尊重の働きかけや人権に配慮した報道等が行われるよう要請しており、引き続き、要請を継続していくこととしています。

以上、まことに簡単ではありますが、第 4 章の概要です。よろしくをお願いします。

○座長

ありがとうございました。これは実際、人権教育の中身というか、あるいは啓発のあり方というか、逆に役所にあつて我々自身に直結する問題ですので、いろんな捉え方があると思いますが、どうぞ気づかれたこと、あるいはコメント、質問、遠慮なくお願いします。どんな点からでも結構です。例えばマスメディアに対してどういうふうに関係されるんですか。

○委員

京都府の場合は存じませんが、記者クラブ、広報の方ともずっとお付き合いしていますが、こういう要請をされたことは一度もありませんので、そういうことを書いておられるけど、実際やっておられないんじゃないかなと思うんです。

報道機関は人権の問題を非常に重たい問題だと思っています。理念でなく具体的にいろんな問題に直面して向かい合ってきました。報道機関もいろいろ指摘はされたほうがいいんです。それに対して、我々はこうやりますということで大分改善してきたと思います。十分ではないと思いますが。

ここにわざわざ書いておられるのはどういうことなのかわかりませんが、書かないといけなことがあるから書いたとか、実態はどうなんでしょう。そういう要請をされたりするケースというのはあったんでしょうか。一度お聞きしたいです。

○座長

私は内閣府の、これは日本ではまだできていないんですが、国内の人権委員会をつくる会議に出ていまして、そこでマスコミの過剰取材というのを1つのテーマに上げたら、もう途端にマスコミから猛反発、要するに取材の自由を妨げるなどということで、結局、それも人権侵害の1つの類型と我々は考えたんだけど、マスコミが騒ぐとやっぱり議員がかなり動揺して、そちらの圧力でこれが入りませんでした。ですから、余計に市町村、府、地方自治体のレベルでもしやられているとしたらどんなことがあるんだと、興味がありましたのでお聞きしました。ありのままに言っていただいて結構ですので、お願いします。

○事務局

知事直轄組織です。先ほど質問いただきました、個別の事案というのは把握をしていないですが、府政記者クラブにつきましては、府政記者の方が異動で替わられて、新たに府政記者になられた際、まずこちらで、具体的にどういう内容でというよりも、やはり皆さん記者の方は人権について意識していらっしゃいますが、要請は行っています。まず、府政記者になられたときに、こういう場合はよろしくお願ひしますという要請をしています。あと、個々の事案が発生した際にも、再度、今回の事案についてはということに要請をしているところです。すみません、個々、具体的には申しわけありませんが、手持ちがありません。

以上です。

○委員

わかりました。担当記者に聞いてみます。

座長からお話があったので、触れておきたいと思います。過剰な報道について。これは1990年代前後だったと思いますが、神戸の児童連続殺傷事件があって、あのときメディア・スクラムというような問題がありました。これが初めてだったと思います。その後、現場、各社、新聞協会で、その対応については議論がありまして、メディア・スクラムにならないような具体的な対策について取り決めをしています。それはあくまで報道機関の自主的な行動としてやっていることです。しかし、そうはいつても、その都度、現場に群がるのが記者の習性でして、そういう現象が起きます。ですから、そういう取り決めが元々つくってありますので、そのときは幹部のほうからコントロールしろということがあります。

ちょっと気になるのは、報道機関が被害者だとか第三者から言われるのはいいんですが、いわゆる公権力から過剰取材だと言われることについては警戒心があります。民間の私人がそういう目に遭うということについては、ナイーブにならないといけないと思うんですが、そうじゃないコントロールというのは絶えずやろうとしていますので、これについてはそういうことを言われないようにするという。それから、これは変な思惑があるなという思う場合ははねつけるということになると思います。だから、私は、議論はするべきだと思います。

○座長

ありがとうございます。それ以外の問題も、どうぞ御自由に。

○委員

今度はそれぞれの部署においてどういうふうな教育・啓発を進めるかというのが第4章なので、繰り返しになりますが、先ほど言ったように人権教育・啓発ということの中身について、もう一

回ははっきりとエンパワーの問題と、共生社会という言葉が使われるかどうかわかりませんが、ともによりよい社会をつくっていくための学習、教育という観点で随所に目配りされるような形で次の計画の策定にはぜひ入れ込んでいただけたらというふうに思います。

それが1点と、13ページの学校のところや社会教育のところの関係で、マイノリティーの子どもたちに対することについて、学力充実と進路保障というふうな形で書いてあって、「児童生徒の実態を的確に把握し」という表現が入っていて、実際にさまざまな形で把握しておられるということは知っていますが、何が言いたいかというと、若い教員が入ってきていて、若い教員に対してこういう問題を考えなきゃいけないというときに、実態把握をさせること自体に意味があるんです。つまり、家庭訪問するなり、マイノリティーの子どもたちの家庭に行くなり、いろんな形で若い教員が足を使って実際に話を聞きに行けと。それも何となく家庭訪問をするということじゃなく、こういう課題について聞いてこいということをしてもらうこと自体が、実は非常に意味があると思っています。

それはなぜかということ、1990年代に同和地区において学力と生活実態の調査をしたときに、副産物として、その小学校や中学校の先生が非常に同和地区の保護者といろんな話ができたと。実態調査をすることを通して話ができたとということと、実際に出てきた結果をみんなで共有することによって、実は保護者も「若い先生が何を言うてるねん」みたいに思っていたのが、こういう実態ではやっぱり学力的な問題を解決できないから何とかしましょうというふうに数値を基にして話すことができるわけです。だから、ベテランの先生がマイノリティーの人と話すということはもう経験があるからいろんな説得力があるんですが、若手の先生がいるからこそ、実際に調べさせる、あるいはデータとして出てきたものを机に載せて話してもらうということが仕掛けとして要ると思います。若い人にお説教のように人権教育を考えてもらうということもやったらいいと思いますが、自然と仕掛けとしてそういうことの啓発ができるようなこともぜひ考えていただけたらと思います。

それは行政職員全般に言えることとして、何で実態を、実態をと言っているのかということ、例えば先ほど何人か答えていただきましたが、ちょっと意地悪な言い方をすると、あなたはフィリピンの友人が何人いますかということです。あなたが一生懸命いろんな形で関わって、友達になっているフィリピンの女の人や男の人が一体何人いるのかと。10人も20人もいますということは行政職員が実態をつかんでいるということです。そういう実感的な関わりがあるかということも含めて、やっぱり人権政策を進めるというのは具体的な血の通った仕事をするわけなので、そんな意味で一生懸命言っているんです。理解いただけたらと思います。

○委員

ちょっとつけ加えたいんですが、言われるおっしゃるのはそのとおりだと思いますが、今、学校の先生は大変です。そういったことができない物理的な状況に置かれているということ、それを何とか改善するのは、皆さんのほうの仕事が大切だと私は思います。やれるような状況じゃないというのが1つ。

それからもう一つは、一生懸命やっている人は非常に心理的な負担を持っておられて、一人で苦しんでおられる方を知っています。一生懸命やればやるほどしんどくなって。だから、私は学校の先生以外の、サポートをする人が必要じゃないのかなと思います。専門的なサポートをする人、ケースワーカー、ソーシャルワーカー、何でもいいんですが、そういうサポートする人とペ

アを組むというんですかね、そうでないと学校の先生はもう大変だという現状にきています。そういう仕組みについても考えていただけたらなと思います。

○委員

京都府のいのち支え隊の働きかけで、出前授業を府下で少しずつさせてもらっていますが、やはり今言われたように、子どもたちの状況が厳しければ厳しいほど、その先生の疲弊感は強くて、子どもたちにワークショップを提供したんですが、私はそれを受け入れる先生方の疲弊感がすごく気になって、まず先生方がこのワークをしてからのほうがよかったですねとつい言ってしまったんです。ここには先生方にも人権意識を持っていただく、普及する必要があるというような文面がいっぱい出ていますが、その先に、人間的にどう受け入れるかという保障がないというのは、そういう文面がどこに入っているんだろうと気にしながら読んでいたんです。締めつけだけでなく、緩やかなところでどう支え合うかというのが、今、私は大変気になっているところです。これを守るために、逆に、違う締めつけになるような気がしています。

ゆとりのあるところは数校行きましたが、やはりゆとりのあるところは子どもたちと先生との人間関係がすごくいい状態になっていて、その先生方の課題が参観日とかに来てくれない親たちへの支援をどうすればいいかとか、そこに直に対応するためには、今、地域に入り込んでいかなければいけないなというような先生方も増えてきているんです。そういう存在があるので、やはり現場で大変だと、次の力にはなりにくいというのが現状ではないのかなと思います。

○座長

ありがとうございます。今、確かに学校の先生は、あれもこれもというルールで縛られ過ぎて、はっきり言うと、人間味を発揮する余地がだんだん小さくなっていると。だけど、教育は最後は人間対人間の触れ合いですので、教育委員会でもおわかりかと思いますが、むしろそういう面が発揮しやすいような状況を目指していただきたいということだと思います。

○事務局

たくさんの意見をいただきまして、正直な話、今、大量退職があり、大量採用の必要があります。まだあと五、六年は続くのではないかと。今、400名から500名を1年間で採用しています。委員がおっしゃられたとおり、若手の教員の家庭訪問はなかなか進んでいないのが実情です。ただ、我々もやはり家庭の状況をつかんでこそ、子どもへの対応ができるということで、私が行かせてもらった学校では、最初はベテランの教員と若手が一緒になって家庭訪問をし、そのノウハウを学んでいくんですが、保護者の対応も非常に今難しくなっています。そのあたりで苦しむ、しんどくなるということもありますので、専門家であります臨床心理士のスクールカウンセラーを、中学校、高校で全校配置させてもらったり、小学校でも拡充に向けて努力しています。また、京都版スクールソーシャルワーカーという形で社会福祉士の資格をお持ちの方を中学校に配置したりして、教員のサポートをしています。家庭訪問のときには、例えばその子どもの家庭で虐待がないかとか、そういう違う視点での家庭訪問の仕方もそういう専門家からノウハウをいただきながら、教員の現場での資質向上には取り組んでいます。

また、おっしゃっていただいたとおり、OECDの発表でも中学校の教員の負担感というか時間外が非常に多いということは言われています。教育委員会としては、少しでも負担軽減ができるように、例えば放課後に補習をしているときに別途、非常勤講師をつけて教員の負担を軽くし

たり、クラブに専門的な外部の指導者をお願いしたりするといった取組をしています。今の実情、本当に保護者の対応、また、学習の指導要領等が変わってきてまして、小学校でも英語教育というのが出てきます。今後ともできる限りの支援をしながら、若手の教員の資質向上にも取り組んでいきたいと考えています。

○座長

ありがとうございます。どうぞ。

○委員

全体的に発表いただきましたところの資料を見ていまして、今後の展開というところで、どこかのセクションでも多いのが研修の充実ですとか、今していることの種類、回数を増やしていくとか、今あるものを広げていくという感じのものがすごく多いなというふうにお見受けしました。もちろん研修を行って、行った後に例えばアンケートであったりとか、受けられた方が来られたりとかして、じゃあ研修を増やすことによってどれだけ受けた方の人権意識に対して訴求できるかですとか、例えば実際の効果がわかる研修で、それをすることによってさらに広まるのか、それとも、もう少し現場の、例えば座学とかではなくて、血が通ったじゃないですが、そういった場を設けるほうが有効なのか。研修を増やすことに対する意図といいますか、効果が実際に出ている、出ていないみたいなものが、もし数値であれば教えていただきたいと思うんですが、どこかの部署にもそういったものがあるのか。もしおわかりの方がいらっしゃれば教えていただきたいです。

○座長

目標だからそれに向かってというのはいいんですが、同時にそういうことをやった、あるいは従来やってきたことの効果を確認できるような手続も要るんじゃないかという指摘だろうと思います。どこでもどうぞ。

○事務局

私のほうから全般的なことを申し上げたいと思います。平成23年度に府民の調査を実施して、そのときにこの懇話会でもいろいろ議論されて、研修のあり方について、研修を受けた方がどういった人権意識を持つ結果になっているのかというあたりの効果・検証を、そのアンケートの中にも入れていたところです。その結果、1つは3,000人を対象にして無作為抽出という形でやりましたが、研修を過去5年間に受けたことがあるという数値は15%と、かなり低い数字が出たと思います。ただ、人権研修を受けた経験のある方については、受けていなかった方よりも幾つかの人権意識の項目で有意な数字が出ました。15%の方に対してはそういった研修の効果が実はあらわれていたというふうに考えているところです。

基本的には15%という低い数字をこれからいかに伸ばしていくのかという大前提が1つありますが、先ほど、委員のほうからも指摘がありましたとおり、本当にこの研修のあり方、今の取組のあり方でいいのかということについては、今後もしっかりとどういう取組が適切なのかということ、見直ししながらやっていきたいというふうに考えています。

毎回アンケートをとらせていただいて、その都度、点検しますと、やはりよかったとか有意義だったとか大変よかったというようなあたりがかなりのウエートを占めているのは事実ですが、

全体として本当に効果が上がっているのかどうかについては、先ほどより御意見をいただいていますので、そういった視点を踏まえて具体的にどういう形でできるのかということを考えてやっていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。どうぞ。

○委員

今のお話を聞いてなんですが、15%の方が過去5年以内に受けたことがあるということは、逆に受ける機会がなかった方の理由、例えば研修の日が合わなかったのか、それとも受けたい日程が満席だったとか、そもそも興味がなかった、触れるきっかけがなかったのか。そのあたりは何かわかれば教えていただきたいです。

○事務局

アンケート結果などから今の研修とか講演会とか、さまざまな人権イベントとか、そういった実態を踏まえていろいろ考えていきますと、やはり中心になっているのが職場の研修ですとか、地域で取り組まれている講演会とか研修が中心ですので、少なくとも職場研修が中心になりますと平日ということになりますし、職場に勤務されている方々、こういった方々の年齢層というのが中心になるかというふうには考えます。

一般の、例えば地域の中で本当に参加しやすい講演会とか講座があるのかということになりますと、やはりまだまだそういったところについてのアプローチが少ないのかなと思います。人権のイベントでも、いろんな方々に参加してもらえるような工夫を各主催者がしているところですが、やはり参加者の広がりというところについても中身をいろいろ考えていけないと思っています。

あと、講座とか講演会に出席していただかなくても皆さんのところに少しでも人権について考えていただく機会を提供するというところで、ラジオですとか新聞の意見広告ですとかいろいろな冊子をつくって配布するとか、そういったところでフォローしているところですけども、内容的にも量的にも努力していかないといけないところがあるかと思っています。

○委員

今、15%という中で、あまり興味がない方も中にはいらっしゃって、パンフレットとかがあったとしても手にとらない方にいかに広めていくかというのがすごく大切じゃないかなと思うんですが、ヒューマンフェスタとかだと、お子様連れの家庭の方がアンパンマンをターゲットに来たりですとか、いろいろあると思うんですが、そういった何か別のきっかけからでも人権に対して触れられるきっかけ、幅広い年代の方が参加できる機会をもう少し設けられたらいいのではないかなと思いましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○座長

まあ 15%に対して 85%にどう対処するか、難しい問題ですが、私は日本語の「人権」という言葉が障害になっている、権利とか義務とか、つまり法律的にとられやすい。そうじゃなくて、人権というのは、そこにあるみんなの問題、先ほどのエンパワーメント、その人が本来持っているものをどうやって引き出すかという、そういう視点で 85%に接する方法をもう一度検討し直して、考え直していただいたら、何か新しい道も見えてくるんじゃないかと思います。

○事務局

昨年度から取り組んでいる人権啓発イメージソングのように、そこを合唱という形でやっていただけますので、その合唱のときに、歌に込められている想いとか人権の視点、人権啓発の関係の視点を入れながら企画していますが、この間、1万人以上の方に参加していただいています。もう一つは、先ほどからNPOの関係が出ていますが、フェスティバルを通じて連携がとれているNPOの皆さんと、地域の中でそれぞれ活動されている状況をより多くの方に、知っていただけるような取組を、何か啓発的な視点から一緒にできないかということを考えています。いろいろ創意工夫しながら今後も取り組んでまいりたいと思います。

○座長

ありがとうございます。京都府の場合、毎年12月、人権週間前後に新聞の紙面に、いろんな人権関係の機関、NPOも含めて声を出す紙面があるんですけど、そのとき私は、何でNPOをやっている、NGOをやっている、自分らはこういう問題をみんなに伝えたいという生の声を、きれいごとというかデータじゃなくて、「あんたら気がついてないけどこんな問題あるんやで」ということを出すような紙面にしていただいたら、税金がもっと生きてくるんじゃないかなど。そういうことも含めて、人権をどうやってもっと身近な自分たちの問題として考えてもらうかの工夫は、これは我々懇話会としても真剣に考えるべきテーマだろうと思います。

○委員

座長のおっしゃった問題意識は私も持ってまして、人権という言葉が出るだけで、もういい、建前の話はいい、偽善というにおいをかいで、反発するんじゃないけども、それは結構ですという雰囲気があるんじゃないでしょうか。今、例えばヘイトスピーチとか、あるいはサッカー場で「外国人は出ていけ」となったりしています。一部には違いないと思うんですが、非常に気をつけなければいけないことかもしれないと思っています。そういう人たちに対して、「おまえたち、人権のことを考えろ」と言ったって、届かないような感じがします。彼ら自体とその周辺の人たちに対応する言葉とかアプローチが必要じゃないかなど。今、座長がおっしゃったように、NPOの人たちは、自分たちは具体的にこういうことをやっているよという、そういったカウンターのようなものを、ヘイトスピーチだとか差別的な垂れ幕を出すような連中とその周辺の人たちに対して、抽象的じゃなくて具体的にそれは違うというか、対応していく。そういうことを考えないといけない。そこが広がっていくのはネットだと思うので、ネットで放置するんじゃなくて、ネットでそういったことを一つ一つ「違う、こうだ」、あるいは、これは反論するとか、そういった作業も必要なのかなと私は思います。

学校の項目を見ると、SNSの不適切な利用がはじめにつながっているとありますが、メディアリテラシーというのは中学生ぐらいからきちんと教育する必要があると思います。要するに、いろんな情報にさらされていると思いますが、情報の取捨選択の仕方を子どものときから身につ

けることをしたほうがいいんじゃないかなと思います。実際そういうことを始めているところはあるんですが、ますますこれから必要になるんじゃないかなと思います。

○座長

ありがとうございます。これは教育委員会の問題になるんでしょうけど、教育の中でやっぱり人権というのが自然にすっと入ってくるような、先生方は大変だと思いますが、そういう方法を考えていただくと、言葉から来る拒否反応が大分薄らぐとは思うんです。これも長期的に考えていただいたら結構です。

○事務局

人権を視点にと言うんですが、なかなか教職員も日々追われていまして、子どもを傷つけるような言動もありますし、体罰もありました。より一層、いろんな形で教員は指導していかねばならないというふうに思います。

今言っていた情報の関係につきましても、日々動きが速いです。教員が対応できるようなレベルではなくなってきているのが実情です。LINEの閉ざされた中でのいじめとか、情報がすごく速いので、今、教育委員会のほうでは、専門家に来てもらって、専門家の方からいろいろ聞くというようなシステムを考えていかなければ、教員が一つ一つ対応というのは非常に難しいと考えています。1つの例として、非行防止教室でしたら警察官のOBの方に来てもらって警察のほうから言ってもらおうとか、情報だったら企業の方に来てもらってお話し願うとか、そういう対応も考えながら子どもたちに、何がよくて何が悪いということがきちっとわかるように努力していきたいと考えています。

○座長

ありがとうございます。どうぞ。

○委員

人権という、やはり自分で守っていくということも啓発していかないといけないことだと思います。そういう意味で、これも教育関係になると思いますが、消費者教育というのをやはり行われたほうが、特に高等学校とかもうすぐ社会人になるようなところでやるといいのかなと。そういう意味で、先ほど、専門家の利用という話がありましたが、弁護士会も出張教育とかやっていますので、そういうものを利用していただくといいかなと思います。

それから、インターネット問題も同じようなことで、どんなものが起こるかという、かなり専門的な問題で、これも専門家を利用していただいて、そういう機会を設けていただくといいのかなと。これは学生だけにやっても仕方がないので、ここでもPTAのお話が出ていますが、PTAさんの会議とかにも利用していただくような機会、情報提供とかをしていただくと非常にありがたいなと思います。

○事務局

教育委員会では、弁護士の皆様方とか司法書士の皆様方とか、いろんな方に協力をお願いして、登録制度というのを設けていまして、学校の希望に応じて、その関係の皆様方に直に行っていただきながらお話しいただくようなシステムを構築しています。今後ともそういういろんな専門の

方のお力も借りながら、早いうちから対応していきたいと考えています。それと同時に、これは非常に難しいんですが、保護者の方々に御理解いただかないといけない。子どもがネットをしても保護者の方は知らないというようなこともあるのが実情です。いろんな研修の場を通じまして、保護者の皆様方にも御理解いただけるように、また、学校で、先ほど言った非行防止教室もやっているの、そこに保護者の方も来ていただくようなシステムを持ちながら、保護者の方の意識も少しでも変わっていただくような取組を今後ともしていきたいと考えています。

○事務局

インターネットの関係で、学校以外のところでいきますと、今年度から始めているんですが、消費生活センター、警察のサイバー犯罪対策課の方と人権サイドと連携をしまして、地域の中で市町村のイベントとか講演会をやられるときに、私どももそこに行って1つの枠をもらいまして、インターネットについて、いろんな角度から、どういう犯罪が起きているのかとか、どういう犯罪に巻き込まれますよとか、人権の視点からはどういうことが必要ですよというようなあたりを一般の方々にしっかりと浸透できるように、いろいろ連携をやっていくということがやっぱり必要なかなと思っています。

最近では、高齢者の方が犯罪に巻き込まれる率も高くなっているようです。先ほど、委員のほうからも指摘いただきました子どもたちが何をしているのかということに対して我々がついていけない、親がついていけないということもあります。基本的な知識をしっかりと学んでいくと、自分の身は自分で守るということもインターネットにおける人権課題の中で大きな視点かと思っていますので、今、弁護士会というお話もありましたので、専門家の方々と連携をしっかりととりながら、そういう取組をやっていきたいと思っています。

○座長

ありがとうございます。どうぞ。

○委員

16ページの企業・職場について、企業としては人権問題が何かという先ほどの法律的な人権問題のあり方という問題の立て方よりは、ここに書いてありますとおり、セクハラ、パワハラ、マタハラというハラスメント関係とかメンタルヘルスとか過重労働とか就職差別、採用問題とか、個別具体的な課題に対する対応と言ったほうが入りやすいというか、個別的な問題はそこにありますので、具体的な問題への対応という形の方が対応しやすいのかというふうに思います。

その個別的な問題もそうですが、やっぱり人権というと少し構えてしまうし、偽善といった言葉が言い過ぎなんだろうけど、ちょっとそういうにおいも感じてしまいますので、具体的にこの問題についてはこうしていくんです、その問題の根元にはこういう問題があるんですよという問題の立て方のほうが、対応としては入りやすいのかという感想を持っています。

そういう目でこの資料を見てみますと、人権教育はしましたというふうには書いてあって、研修はこういう対象に行いましたということは全部記されているんですが、人権といっても幅広い問題を抱えていますので、具体的にどういう問題に対して、こういう教育を行ったのかということも、これからの資料で結構ですので敷衍してもらえればなと思います。人権教育をしました、しましたというより、具体的にどういう人権教育をしたのかということをお話いただいたら、少し理解も深まるのかなと思います。

以上です。

○座長

ありがとうございます。人権という言葉もそうですけど、ついついきれいごと、一般論で終わってしまうので、そうじゃなくて、今あるこの問題にこういうふうに対処したほうがいいんですよというか、そういうアプローチも大切であるという指摘だと思います。

○委員

今の話と少し関連すると思います。16 ページのところにも書いてありますが、課題のところ、労働相談窓口で労使双方から 2,000 件以上相談が寄せられるというふうに記載がされていますが、官民間問わず、人権教育の幅広い取組というのは実践をされているというふうに思うんですが、私自身のおりました職場でもそうなんですが、やはり年々メンタルヘルスで休職に追い込まれるだとか、もしくは自殺をするだとか離職をするという方が増えているようにも感じています。実際に各企業体それぞれで研修をされているにもかかわらず、例えばメンタルヘルス、自殺を含めて増加傾向にあれば、その研修が全く生かされていないというふうに分析する必要があるのではないかとこのふうにも感じています。

そこで、例えばちょっと分野は違うのかもわかりませんが、各企業体でどのようにそういう罹患が増えているのか減っているのか。そして、具体的にどのような研修がされているのかという調査といいますか、後追いまいたなことはされているのかどうか。少しお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○座長

ありがとうございます。非常に具体的なお尋ねですので、お願いします。

○事務局

商工労働観光部です。商工労働観光部では、委員から指摘をいただきましたように、当然、労働者の皆さんが働いていただく中で、いろんな労働相談というのが窓口で寄せられているところです。体制のほうも、以前までは1名体制で実施していたのですが、それを2名体制に増やしまして、また、一般の就労されている皆さんにとっては、通常の私たちが働いているような勤務時間に相談される方というのがなかなか難しいところがありますので、金曜日には夕方にも開くような形で、要は、会社を退社されてから相談を受けられるような体制も整備しているところです。

ただ、商工労働観光部の方で、各企業の皆様、特に採用担当の方ですとか総務の担当の方を対象にしまして、人権の研修というのは実施していますが、それぞれの企業さん個々にどういう課題を抱えておられるとか、先ほど委員もおっしゃられました、例えばメンタルヘルスの方で割合がどれぐらい出ていますかみたいなところは、まだアンケートができておりませんので数値の方は把握しておりません。

以上です。

○座長

ありがとうございます。離職とか自殺とか、結果が出てからでは本当は遅いので、それを事前にどうやって把握するか、それに対処するかという、全体にそういう方向は目指しておられるんだろうとは思いますが、できれば具体的に数量化できるような形で説明していただくと、より説得力というか、対応もより特定の、具体的にしやすいということが言えるかと思います。

その他、何かありますか。遠慮なくどうぞ。

○委員

資料の表紙を見て考えていたんですが、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進ということで幾つか並んでいますよね。今さっき、ネットの話があったんですが、前にも言ったんですが、「こういうふうなネットの使い方はだめです」という人権教育ではなくて、「ネット空間」という考え方で、そこをどう利用するかという発想をしないと、かなり難しいかなと思います。それはすごく難しいことなので、申しわけないけど民間委託するぐらいの気持ちでやるしかないのかなと思います。

なぜかという、ここに書いてある、あらゆる場ということを考えていくと、大人は企業・職場というふうに書いてあるんですが、正職員は企業・職場で引っかかって人権研修を受けてくださいますが、今、非正規がすごく増えています。これからいい悪いは置いておいて、その状況がそんなに大きく変わるわけではないので、そういう人たちにどういうふういろんな情報を届けていくかということ考えると、やっぱりネットしかないかなと。まず、ネットを見ないと思いますけれどもね。そういう「人権何とかネット」は見ないと思うんですね。だけど、クリックしたら、たまたま出てきたみたいな形の工夫とか、何か本当にしないといけないかなと思っています。

以上です。

○座長

非正規社員は間違いなく増えています。もちろん彼らも一般社会人ですが、特に非正規労働者ということでアプローチする方法が工夫できないかという指摘だと思います。商工労働観光部等ではそういうことはお考えになっているのでしょうか。

○事務局

商工労働観光部です。前回の懇話会のときにいわゆる「ブラック企業」について質問を受けています。非正規の方は非常に多くなっておりまして、相談の中でもそうした「ブラック企業」についての相談もあると伺っています。

今、商工労働観光部で行っています研修につきましては、正規社員を対象としたもの、あるいは企業の総務の方、人事の方を対象としたものという形になっていますので、なかなか非正規のところまで人権の研修というのが行き届いていないという状況になっています。

1つは会社を通じてという話になっても、いわゆるブラック企業といわれるようなところは賃金の面もそうでしょうし、就労時間の問題も抱えておりまして、なかなか人権まで目が向いていないというような課題もあると思われまして、先ほど意見がございました、例えばネットを通じて、会社という組織を通じての研修ではなくて、別のルートでそういう機会を逸しておられる方々に対しても取組が進められるように、今後、検討していきたいと考えています。

以上です。

○委員

御存じかと思いますが、京都は非正規が日本で3番目に多いんですね。北海道、沖縄、京都の順です。非正規がなぜ多いかといいますと、1つは観光業が多いということ、それと学生が多い、だからアルバイト、塾の先生とかそういうことが多いということで、一応総括はされています。そういう問題意識は商工労働観光部のほうでもお持ちで、非正規についての対応ということで考えてはいただいています。

同時に、私が言いたかったのは、企業の問題というのは労働条件の大きな課題でもありますので、やっぱりこれは京都労働局でも相当突っ込んで取り組んでいます。さっき出ました、メンタルヘルスの数字もたぶん労働局は労働局でとらまえていると思います。ですので、こういうハラスメント、メンタルヘルス、採用問題、過重労働、こういう問題については、京都府の商工労働観光部もそうですし、労働局とか京都市のほうとも連携して疎漏のないようにというか、タイアップして取り組んでいただきたいなというお願いです。よろしく申し上げます。

○座長

ありがとうございます。もう一人ぐらいは時間的にゆとりがありますので、ぜひこれは言っておきたいと、あるいはこれは聞いておきたいということがありましたら、委員のほうから遠慮なく。

○事務局

先ほどのネット空間をどう利用していくかというのは非常に大きな課題だと思っています。非正規雇用ということで、少し例として出ましたが、人権教育・啓発全般にわたって、我々が85%にどうアプローチするかということを検討していく中でも、ネット空間を利用して何ができるかというようなことはこれから考えていきたいと思っています。

○座長

ありがとうございます。それでは、特に意見がないようでしたら、これで審議のほうは打ち切りたいと思います。後で思いつかれたりしたら、遠慮なく事務局へ連絡していただければいいと思います。